

高額賠償も... 自転車の安全運転徹底を！

交通ルールを守れば事故は防げる！！

令和8年（2026年）4月1日より、自動車などに適用されていた交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が自転車にも適用されています。危険運転や事故の増加を抑制し、迅速な指導と処分を行うためです。

過去には大きな社会問題となった自転車事故もありました。男子小学生が夜間の帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の62歳の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態になった事故では、9521万円の損害賠償が求められました。

また、男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落さず走行して交差点に進入。横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突し、女性は脳挫傷等で3日後に死亡した事故では、6779万円の賠償が求められることとなりました。



こうした賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。ご自身での運転はもちろんのこと、高齢の身内やお子さんに向けても安全運転の周知を念押しすることが大切です。



ルールを守り無理な運転をしなければ自転車事故を防ぐことはできます。「一時停止と安全確認をしっかりと行う」「夜間は必ずライトを点灯する」「道路は並んで走らない」「携帯電話を使用したリイヤホンをつけたりしながら運転はしない」「傘をさしながら運転しない」「信号は正しく守る」といったことを徹底しましょう。

もちろん、保険による備えも重要です。自転車事故では、被害者救済のための強制保険がありません。一人ひとりが損害保険会社の保険で備えることが求められます。